

第一一八回

参第一号

短時間労働者保護法（案）

（目的）

第一条 この法律は、短時間労働者について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等と相まって、賃金、休暇その他の労働条件を改善し、雇用を確保するために必要な施策を講ずるとともに、福利厚生に関する施設等の利用を確保し、もってその職業の安定及び福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 短時間労働者 所定労働時間が同一の事業において同種の業務に従事する通常の労働者に比し相当程度短い労働者として政令で定めるものをいう。
- 二 一般労働者 前号に掲げる者以外の労働者をいう。
- 三 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

四 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

五 賃金 労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。

(船員等に対する適用除外)

第三条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員、国家公務員又は地方公務員については、適用しない。

(労働条件を記載した書面の明示等)

第四条 使用者は、短時間労働者との労働契約の締結に際しては、賃金、労働時間、休憩時間、休暇、雇用期間その他の労働条件で労働省令で定めるものを書面で明示し、当該労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならない。

(賃金に関する差別的取扱いの禁止)

第五条 使用者は、短時間労働者に対し、賃金について、同一事業場における同種の業務に従事する一般労働者と差別的取扱いをしてはならない。

(配置等に関する差別的取扱いの禁止)

第六条 使用者は、短時間労働者に対し、労働者の配置及び昇進について、同一事業場における同種の業務に従事する一般労働者と差別的取扱いをしてはならない。

（有給休暇等に関する取扱いの均衡）

第七条 使用者は、有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間及び育児時間等の女子に与えられる特別の時間について、短時間労働者と同一事業場における同種の業務に従事する一般労働者の取扱いが均衡するように努めなければならない。

（福利厚生施設等の利用に関する差別的取扱いの禁止）

第八条 使用者は、短時間労働者に対し、福利厚生に関する施設等の利用について、同一事業場における同種の業務に従事する一般労働者と差別的取扱いをしてはならない。

（所定労働時間外の労働等の制限）

第九条 使用者は、短時間労働者について、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて、又は所定労働日以外の日に労働させることのないように努めなければならない。

（就業規則の作成等についての短時間労働者の意見の聴取等）

第十条 使用者は、短時間労働者に関する事項に係る就業規則の作成又は変更については、労働基準法第九十条第一項の規定によるほか、当該事業場の短時間労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2 労働基準法第九十条第二項の規定は、前項の意見について準用する。

（苦情の自主的解決）

第十一条 使用者は、短時間労働者の労働条件等に関する苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（使用者を代表する者並びに一般労働者及び短時間労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（苦情の申出を理由とする不利益取扱いの禁止）

第十二条 使用者は、前条の苦情の申出を行ったことを理由として、短時間労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（一般労働者としての優先雇用）

第十三条 使用者は、一般労働者を雇い入れようとする場合においては、現に雇用する短時間労働者を一般労働者として雇い入れるように努めなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、同一事業場において親族の介護等を理由として一般労働者から短時間労働者になった者で再び一般労働者になることを希望するものに対し、特別に配慮するように努めなければならない。

（啓発活動）

第十四条 国及び地方公共団体は、労働基準法、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）その他の労働者の労働条件等に関する法令についての短時間労働者に対する適用等に関し、労働者及び使用者の関心と理解を深めるとともに、短時間労働者の労働に従事する者としての意識を高めるため、必要な啓発活動を行うものとする。

（施設の整備、求人の開拓等）

第十五条 国は、短時間労働者となろうとする者に対する職業指導、職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めなければならない。

2 国は、短時間労働者となろうとする者の速やかな就職を容易にするための求人の開拓及び使用者に対する短時間労働者の雇用に関する指導を行うように努めなければならない。この場合において、国は、短時間労働者になろうとする高年齢者に対し、特別の配慮をするものとする。

(講習及び職業訓練の奨励)

第十六条 国は、短時間労働者となろうとする者に対して、その就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を実施するように努めなければならない。

2 使用者は、その雇用する短時間労働者に対して、一般労働者となることを容易にするための職業訓練を実施するとともに、その短時間労働者が職業訓練を受けることを容易にするために必要な援助を行うように努めなければならない。

3 国は、前項の職業訓練を受ける短時間労働者に有給休暇を与えること、短時間労働者に同項の職業訓練を受けさせること等の措置が使用者によって講じられることを奨励するため、使用者に対する助成その他

必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(均等な取扱い)

第十七条 使用者は、一般労働者のうち通常の労働者と同様の就業の実態にあるにもかかわらず労働条件等について通常の労働者と区別して取り扱われている者については、通常の労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十八条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、使用者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(労働省設置法の一部改正)

2 労働省設置法 (昭和二十四年法律第百六十二号) の一部を次のように改正する。

第四条第三十号中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第九十二号) 」を「、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第九十二号) 及び短時間労働者保護法 (平成二年法律第 号) 」に改める。

第七条第一項中「及び労働者派遣法」を「、労働者派遣法及び短時間労働者保護法」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

3 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十四の次に次の一号を加える。

二十の十五 短時間労働者保護法 (平成二年法律第 号)

理 由

短時間労働者の雇用、労働条件等の実情にかんがみ、その職業の安定及び福祉の増進に資するため、賃金、休暇その他の労働条件を改善し、雇用を確保するために必要な施策を講ずるとともに、福利厚生に関する施設等の利用を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。